

## 第6回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年12月25日(金)午後2時00分から午後3時32分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員(23名)

会長	24番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23番	鯖戸	英明
	1番	棚	範貴
	2番	小林	信也
	3番	山下	浩昭
	4番	橋本	浩弥
	5番	西田	利幸
	7番	田村	信夫
	8番	高野	英一
	9番	佐藤	雅典
	10番	森	勤子
	11番	帰山	茂義
	12番	井田	留吉
	13番	澤邊	佳範
	14番	佐藤	悦啓
	15番	高橋	孝二
	16番	多田	篤
	17番	黒田	龍司
	18番	吉田	正宏
	19番	渡邊	ひろ子
	20番	佐久間	博孝
	21番	湯佐	茂雄
	22番	松本	誠

4 欠席委員 6番 中村富士男

5 議案

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第1号 農業委員会法改正5年後調査の報告について  
第2号 農地所有適格法人報告書の受理について  
第3号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について  
第4号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について

議案

第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について  
第2号 農用地の買入協議に係る要請について

- 第3号 農業振興地域の整備に関する法律による幕別町農業振興地域整備計画(農業生産基盤の整備計画)の変更について
- 第4号 農業振興地域の整備に関する法律による幕別町農業振興地域整備計画(農用地区域の用途区分)の変更について
- 第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第7号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第8号 現況証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	川瀬 康彦
忠類支局長	高橋 宏邦
農地振興係長	岩岡 夢貴
忠類支局農地振興係長	広田 瑞恵
農地振興係主査	菅原美栄子
農地振興係主事	石塚 瑶人

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第6回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。</p> <p>議事録署名委員に11番 帰山委員、12番 井田委員を指名いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>次に諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局長	<p>諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、6番 中村委員より欠席する旨の届出がございましたのでご報告申し上げます。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「農業委員会法改正5年後調査の報告について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第1号の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第1号「農業委員会法改正5年後調査の報告について」であります。報告第1号別紙をご覧ください。</p> <p>本件に関しましては、一般社団法人全国農業会議所が平成28年の制度改正から5年目を迎え、全国における農業委員会の活動や運営にどのような効果が生じたのかを把握するため、本農業委員会に対しまして調査依頼があったものでございます。</p> <p>その調査内容につきましては、別紙の2ページから12ページにわたるものでありますが、本農業委員会では当該調査項目について回答のうえ、令和2年12月22日に提出したところでございます。</p> <p>なお、本日は詳細説明を割愛させていただきますが、委員皆様には後ほどお</p>

	<p>目通しをいただきますようお願いいたします。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第1号については、報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、報告第2号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。 事務局から、報告第2号の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第2号「農地所有適格法人報告書の受理について」 計1法人から提出がありましたので報告いたします。 書類等完備されておりましたので受理いたしました。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第2号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第2号については、報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、報告第3号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。 事務局から、報告第3号1番から4番の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第3号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」、公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権の移転に係る利用調整の結果を報告します。 案件は議案書1ページから2ページの、今月16日及び17日に町公社が利用調整を行った4件であります。 内容につきましては記載のとおりです。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第3号1番から4番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第3号1番から4番については、報告のとおり承認されました。</p>

議長

次に、報告第4号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。

事務局から、報告第4号1番、2番の説明をいたします。

事務局

報告第4号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」、農地台帳整備に係る下記の農地の現況地目について、現況の確認を行っておりますので報告します。

案件は議案書3ページの2件でございます。

今月17日の現地調査で、現況について記載のとおり確認いたしました。

以上で報告を終わります。

議長

報告第4号1番、2番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、報告第4号1番、2番については、報告のとおり承認されました。

議長

次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。

議案第1号1番から28番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。

【議案第1号1番から28番について、議案書をもとに朗読】

1番から4番、7番から16番、21番から26番は借り換えのため、5番から6番、17番から20番、27番から28番は売買のため解約するものです。農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第1号1番から28番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第1号1番から28番は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案第1号29番、30番につきましては、山下委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで、退席をお願いします。

(3番 山下委員退席)

議長 それでは、議案第1号29番、30番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第1号29番、30番について、議案書をもとに朗読】

以上の2件につきましては、借り換えのため解約するものです。農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第1号29番、30番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第1号29番、30番は原案のとおり可決されました。

(3番 山下委員着席)

議長 次に、議案第1号31番から38番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第1号31番から37番について、議案書をもとに朗読】

31番は転用のため、32番から36番は借り換えのため、37番は返還のため解約するものです。

【議案第1号38番について、議案書をもとに朗読】

38番につきましては、転用のため解約するものです。農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第1号31番から38番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第1号31番から38番は、原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。

議案第2号1番、2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第2号「農用地の買入協議に係る要請について」、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整の申出があった下記の農地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れが特に必要と認められるので、同法第16条第1項に基づく要請をすることについて議決を求めます。

【議案第2号1番、2番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号1番、2番は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

(午後2時17分から午後2時18分まで休憩 説明員着席)

議長

休憩を解き、会議を続けます。

次に、議案第3号「農業振興地域の整備に関する法律による幕別町農業振興地域整備計画（農業生産基盤の整備計画）の変更について」を議題といたします。

議案第3号について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第3号「農業振興地域の整備に関する法律による幕別町農業振興地域整備計画（農業生産基盤の整備計画）の変更について」であります。

本件につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づきまして、幕別町から本農業委員会に対しまして諮問がありましたので、審議をお願いするものであります。

なお、当該整備計画の変更内容につきましては、農林課より説明いたします。

農林課長

経済部農林課長の香田です。本日はよろしくお願いたします。

初めに説明員の紹介をさせていただきます。

参事の渡部です。

農林課参事

渡部です。よろしくお願いたします。

農林課長

土地改良係長の林です。

土地改良係長

林です。よろしくお願いたします。

農林課長

議案の説明に入ります前に、私の方から、一言ご挨拶と変更に至った経緯についてご説明いたします。

委員の皆様には、日頃から本町の農業振興に多大なご尽力をいただいておりますことを、この場をお借りして、厚くお礼申し上げます。

また、十勝管内の農協取扱高が本日発表となりましたが、3,456億円と、天候不順や新型コロナウイルス感染症による価格下落の影響を受けながらも、過去最高だった昨年に次ぐ2番目の水準を記録したことは、大変喜ばしい限りであります。

さて、本日の案件は、農業振興地域の整備に関する法律に基づきまして、平成29年3月に全体計画の見直しを行いました幕別町農業振興地域整備計画書のうち、農用地利用計画以外の事項であります、「第2 農業生産基盤の整備計画」の「2 農業生産基盤整備開発計画」について、関係機関と協議した結果、完了の目途がたった事業を計画から削除し、新たに事業を追加する必要が生じたため、令和3年度に予定しております全体計画の見直しに先立ちまして、法第13条第1項に基づき、所要の変更を行うものであります。

議案につきましては、担当からご説明させていただきますので、よろしくご審議のほどお願いたします。

農林課参事

まず、お手元にあります別紙の議案説明資料をご覧ください。

ここに農業生産基盤整備開発計画といたしまして、新たに道営、団体営事業併せて7地区を、今後整備すべき事業として掲載しております。

土地改良法では、町が、法に基づく土地改良事業を事業申請するにあたり、「農業振興地域整備計画に定められていることを要し、かつ、計画達成のためにその施行が必要であることを要する」とありますことから、土地改良事業推進のため、農業生産基盤整備開発計画の変更にあたりまして、農業振興地域の

整備に関する法律に基づき農業委員会のご意見をいただくものであります。  
以下、各事業の詳細につきましては、担当係長からご説明させていただきます。

土地改良係長

それでは、別紙にあります7つの事業についてご説明いたします。  
添付の図面についても併せてご覧ください。  
図面番号1ですが、相川1地区道営水利施設等保全高度化事業、基幹水利施設保全型は、明渠排水路1条を補修整備する事業であります。  
図面番号2ですが、幕別地区団体営農業水路等長寿命化防災減災事業、長寿命化対策は、幕別ダムの通信設備の更新を行う事業であります。  
図面番号3ですが、忠類地区団体営農業水路等長寿命化防災減災事業、長寿命化対策は、忠類市街地を流れます明渠排水路1条を補修整備する事業であります。  
図面番号4ですが、明倫新和地区道営水利施設等保全高度化事業、畑地帯担い手育成型は、区画整理、除れき等を整備する事業であります。  
図面番号5ですが、西幕別第3地区道営水利施設等保全高度化事業、畑地帯担い手育成型は、畑かん施設、排水路、区画整理等を整備する事業であります。  
図面番号6ですが、南幕別第2地区道営水利施設等保全高度化事業、畑地帯担い手育成型は、畑かん施設、排水路、区画整理等を整備する事業であります。  
図面番号7ですが、古舞第2地区道営水利施設等保全高度化事業、畑地帯担い手育成型は、排水路、区画整理等を整備する事業であります。  
以上で、説明を終わります。

議長

議案第3号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号「農業振興地域の整備に関する法律による幕別町農業振興地域整備計画（農業生産基盤の整備計画）の変更については、「特に問題なし」とすることに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号は、「特に問題なし」と答申することに決定いたしました。  
ここで暫時休憩をいたします。

(午後2時25分から午後2時26分まで休憩 説明員退席)

議長

休憩を解き、会議を続けます。  
次に、議案第4号「農業振興地域の整備に関する法律による幕別町農業振興地域整備計画（農用地区域の用途区分）の変更について」を議題といたします。  
議案第4号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第4号「農業振興地域の整備に関する法律による幕別町農業振興地域整



備計画（農用区域の用途区分）の変更について」、幕別町農業振興地域整備計画の変更について、幕別町より諮問がありましたので審議を求めます。

【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、牛舎等の建設を目的に農用区域から農業用施設用地への用途変更を求めるものとなっております。

用途変更の要件につきましては、全て要件を満たしていると考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

（発言なし）

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号1番について、異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号1番は異議がない旨、幕別町へ回答いたします。

議長

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案第5号1番から4番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。

【議案第3号1番から4番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページから2ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23番

23番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

（発言なし）

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第5号1番から4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号1番から4番は、原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第5号5番から18番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第5号5番から18番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書3ページから9ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番

11番説明いたします。これらの案件は、本来、地区担当委員は中村委員ですが、本日欠席のため、私が説明いたします。

これらの案件は、前耕作者の後継者への借り換えであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第5号5番から18番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号5番から18番は、原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第5号19番、20番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第5号19番、20番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書10ペー

ジのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番 11番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第5号19番、20番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号19番、20番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第5号21番から24番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号21番から24番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書11ページから12ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番 5番説明いたします。これらの案件は、前耕作者の後継者への借り換えであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第5号21番から24番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号21番から24番は、原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第5号25番から28番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号25番から28番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書13ページから14ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番 11番説明いたします。これらの案件は、本来、地区担当委員は中村委員であります。本日欠席のため、私が説明いたします。

これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については、問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第5号25番から28番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号25番から28番は、原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第5号29番、30番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号29番、30番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書15ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番 18番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については、問題ないと思いま

す。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第5号29番、30番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号29番、30番は原案のとおり可決されました。

議長

次の議案第5号31番、32番につきましては、山下委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで、退席をお願いします。

(3番 山下委員退席)

議長

それでは議案第5号31番、32番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第5号31番、32番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書16ページのとおりに、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番

19番説明いたします。この案件は、本来、地区担当委員は山下委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方からご説明いたします。

この案件は、前耕作者から後継者への借り換えであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思いません。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第5号31番、32番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号31番、32番は、原案のとおり可決されました。

(3番 山下委員着席)

議長 ここで暫時休憩といたします。

(午後2時45分から午後2時55分まで休憩)

議長 休憩を解き、会議を始めます。  
次に、議案第5号33番について事務局から説明をいたします。

事務局 所有権に移ります。

【議案第5号33番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書17ページの上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14番 14番説明いたします。この案件は、今月16日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は、意欲的に営農に取り組んでおりますので、今回の所有権移転につきましては、問題ないと考えております。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号33番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号33番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第5号34番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号34番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書17ページの下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。この案件は、今年11月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行ったものであります。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については、問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第5号34番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号34番は、原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第5号35番、36番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第5号35番、36番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書18ページのとおりに、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番

18番説明いたします。これらの案件は、今年11月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行ったものであります。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については、問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第5号35番、36番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号35番、36番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第5号37番、38番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号37番、38番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書19ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番 9番説明いたします。これらの案件は、今年11月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行ったものであります。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については、問題ないと思いません。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第5号37番、38番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号37番、38番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第6号1番、2番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第6号1番、2番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書1ページから2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。



議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1番 1番説明いたします。これらの案件は、経営法人化に伴う使用貸借でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。  
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第6号1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第6号1番、2番は、原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第6号3番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第6号3番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23番 23番説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借期間の満了に伴う権利の再設定でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。  
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第6号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第6号3番は、原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第6号4番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第6号4番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番 5番説明いたします。この案件は、親から子への使用貸借による経営移譲でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。  
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第6号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第6号4番は、原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第6号5番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第6号5番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番 9番説明いたします。この案件は、親から子への使用貸借による経営移譲でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。  
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第6号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第6号5番は、原案のとおり可決されました。

議長

次の議案第6号6番につきましては、山下委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで、退席をお願いします。

(3番 山下委員退席)

議長

それでは議案第6号6番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第6号6番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番

19番説明いたします。この案件は、本来、地区担当委員は山下委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方からご説明いたします。本件は、後継者への使用貸借による経営移譲でありますことから、周辺農地への影響はないと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第6号6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第6号6番は、原案のとおり可決されました。

(3番 山下委員着席)

議長

次に、議案第6号7番について、事務局から説明をいたします。

事務局

賃借権に移ります。

【議案第6号7番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書7ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23番

23番説明いたします。この案件は、今月17日に小林委員、湯佐委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第6号7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第6号7番は、原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第6号8番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第6号8番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書8ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番

5番説明いたします。この案件は、前耕作者の後継者への借り換えでありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第6号8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第6号8番は、原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第6号9番から11番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第6号9番から11番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書9ページから11ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番

11番説明いたします。9番から10番の案件は、本来、地区担当委員は中村委員ですが、本日欠席のため私が説明いたします。

これらの案件は、前耕作者の後継者への借り換えでありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございます。

また、11番の案件につきましても、本来、地区担当委員は中村委員ですが、現地調査には、私が代わりに地区担当委員として出席しておりますので、私が説明いたします。

この案件は今年17日に小林委員、湯佐委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第6号9番から11番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第6号9番から11番は、原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第6号12番、13番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第6号12番、13番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書12ページから13ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番

18番説明いたします。これらの案件は、今日17日に小林委員、湯佐委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第6号12番、13番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第6号12番、13番は、原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第6号14番について、事務局から説明をいたします。

事務局

所有権に移ります。

【議案第6号14番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書14ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

10番

10番ご説明いたします。この案件は、今日17日に小林委員、湯佐委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第6号14番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第6号14番は、原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第6号15番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第6号15番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書15ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番

11番説明いたします。この案件は、本来、地区担当委員は中村委員ですが、現地調査には、私が代わりに地区担当委員として出席しておりますので、私が説明いたします。

この案件は、今月17日に小林委員、湯佐委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第6号15番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第6号15番は、原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第7号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地法第5条の

規定による許可申請のあった下記について、北海道農業会議へ意見聴取したく審議を求めます。

なお、北海道農業会議からの許可相当の答申による許可は、農業委員会会長の専決で行いたく審議を求めます。

【議案第7号1番について、議案書をもとに説明】

この案件は、作業場等の造成を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は、原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから、問題ないと考えております。

なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表1ページから2ページに記載されているとおりでございます。

議案の説明は、以上であります。よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

12番 12番説明いたします。この案件は、今月17日に高野委員、渡邊委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願ひします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第7号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第7号1番は、原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第7号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第7号2番について、議案書をもとに説明】

この案件は、牛舎等の建設を目的とする転用でございます。農地区分は、農用地であります。農用地は、原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから、問題ないと考えております。

なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表3ページから4ページに記載されているとおりでございます。

議案の説明は、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番 16番説明いたします。この案件は、今月17日に高野委員、井田委員、事務局



とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。  
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第7号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第7号2番は、原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第7号3番について、事務局から説明をいたします。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第7号3番について議案書をもとに説明】

この案件は、格納庫等の建設を目的とする転用でございます。農地区分は、農用地であります。農用地は、原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから、問題ないと考えております。

なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表5ページから6ページに記載されているとおりでございます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23番 23番説明いたします。この案件は、今日17日に小林委員、湯佐委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第7号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第7号3番は、原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第8号「現況証明について」を議題といたします。  
議案第8号1番、2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第8号「現況証明について」、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。

【議案第8号1番、2番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番

11番説明いたします。これらの案件は、本来、地区担当委員は中村委員ですが、現地調査には、私が代わりに地区担当委員として出席しておりますので、私が説明いたします。

これらの案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。

今月17日に小林委員、湯佐委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第8号1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第8号1番、2番は、原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第8号3番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第8号3番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番

3番説明いたします。この案件は、本来、地区担当委員は渡邊委員ですが、現地調査には、私が代わりに地区担当委員として出席しておりますので、私の方から説明いたします。

この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日

に高野委員、多田委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願ひします。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第8号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第8号3番は、原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第8号4番について、事務局から説明をいたします。

【議案第8号4番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

12番 12番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に高野委員、渡邊委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第8号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第8号4番は、原案のとおり可決されました。

議長 議案は以上であります。  
これをもちまして、第6回農業委員会総会を閉会します。

事務局 ご起立願ひます。ご苦勞様でした。